

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 社会福祉課
委託業務番号	令和5年度 長社福第15号
委託業務名称	長浜市子育て世帯及び生活困窮学生等支援事業業務
委託業務場所	長浜市
業務の概要	生活に困窮している子育て世帯や学生等に対し、生活困窮者自立支援法に基づく事業の活用とともに、食料(弁当等)の支援を行う。
履行期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
契約年月日	令和5年4月1日
契約額(税込)	1, 242, 000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市三ツ矢元町19番34号 [商号又は名称] 一般社団法人フードバンクながはま 代表社員 前田 智博
契約相手方の選定理由	「一般社団法人フードバンクながはま」は、市内でフードバンク事業を展開する団体であり、令和2年度から、フードドライブ活動を行い、食料を収集し、コロナ禍で困窮されている方や学生への無償配布を行っており、令和3年9月末までは、民間団体の助成金を活用して市内で定期的な弁当の無償配布を実施されてきた実績もあり、本業務を委託する相手方として適当であるため。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>